

使用料の見直しについて

(行財政改革推進委員会用資料)

令和8年6月 総務部 財政課

1 使用料とは

【地方自治法】 — 根拠法律 —

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき**使用料を徴収することができる。**

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、**条例でこれを定めなければならない。**

【使用料とは】

- 市町村が設置又は管理する行政財産を特定の者（自然人及び法人）に利用させることにより、その者が受けた受益の対価として「**実費負担的な意味**」で徴収するもの。
- 使用料は**条例で定めないと徴収することはできない。**
- 使用料条例には、その金額、徴収の時期、徴収の方法のほか、必要ならば減免の方法等も規定するのが**適当**
- 使用料の**減免は、権利の放棄となり議会の議決が必要。ただし、条例で特別の定めがある場合は議決は不要**
- 使用料は、維持管理費又は減価償却費に充てられる。
- 公の施設の使用は住民の権利であるが、貧富の差による応能的な差を設けることは**適当ではないが**、特別な事情のある場合には、減免をなし得る規定を条例中に規定することが**適当**

出典：逐条地方自治法（学陽書房）、予算の見方・つくり方（学陽書房）、地方公共団体歳入歳出科目解説（ぎょうせい）

2 これまでの経過

年(月)	経過	備考
平成16年4月	旧6町合併により京丹後市発足	旧6町の設定金額等を引き継ぐ
平成18・20・21年	所管部局内で見直し	集会施設、温泉施設、学校体育施設、社会体育施設、地域公民館、観光情報施設(駅舎)
平成25年度	見直し検討着手	消費税率10%に引き上げのタイミングを見据えて検討着手
平成26年4月	消費税率『8%』施行	水道、病院関係等の料金は改正
平成26年11月	消費税率『10%』延期(1年半延期)	平成29年4月へ延期
平成26年12月	第3次行財政改革大綱議会承認	計画期間：平成27年度～令和元年度 ※令和2年まで1年間延長
平成28年6月	消費税率『10%』再延期(2年半延期)	令和元年10月へ再延期
平成30年4月	具体的な見直し検討着手	令和元年10月を見据えて具体的な検討着手
令和元年6月	使用料等の見直し条例案否決	8議案・64条例
令和元年8月	各委員会から意見聴取	有識者会議、まちづくり委員会、区長連絡協議会、行財政改革推進委員会
令和元年9月	市民広聴会・HPでの意見聴取	峰山町、丹後町、久美浜町で開催(計95人参加)
令和元年10月	消費税率『10%』施行	水道、病院関係等の料金は改正
令和2年8月	公共施設無料開放	令和2年8月～令和4年3月
令和3年2月	第4次行財政改革大綱議会承認	計画期間：令和3年度～令和6年度
令和4年4月	具体的な見直し検討着手	令和4年9月議会上程を見据えて具体的な検討着手
令和4年7月	市民公聴会・HPでの意見聴取	峰山町、丹後町、久美浜町で開催(参加者28人・HP意見募集7人)
令和4年9月	使用料等の見直し条例案可決	使用料等の考え方を統一(原則3年ごとに見直しを行う)
令和5年4月	見直し後の使用料等と減免制度の運用開始	
令和7年2月	第5次行財政改革大綱議会承認	計画期間：令和7年度～令和10年度

3 見直しの検討の背景

【前回の見直しのポイント】

- 令和4年9月定例会で使用料に関する条例を提案・可決。
- 令和5年4月から見直し後の使用料を運用開始。
- この見直しでは、旧町ごと定めていた使用料の不均衡を解消する等、使用料の考え方を統一した。

【使用料の見直しを行う背景】

- 施設の使用料については、社会経済情勢及び施設の利用状況等を勘案した上で見直しを図っていくことも必要なため、原則3年ごとに定期的な検証及び見直しを行うこととしている。
- 第5次行財政改革大綱（総合計画「まちづくり27の施策」）においても、引き続き適正な受益者負担及び使用料の見直しを取組項目として掲げている。

（参考） ■ 使用料等の定期的な検証と見直し（前回見直し実施時の資料より）

様々な社会情勢、経済状況を踏まえる中で、現在の使用料のアンバランスな状況を早急に解消することを重点に、現在の使用料額を基準に平均化して使用料を設定した。

なお、施設の使用料等については、社会経済情勢及び施設の利用状況等を勘案した上で見直しを図っていくことも必要なため、原則3年ごとに定期的な検証及び見直しを行うこととします。

※前回（令和元年）は、各施設の維持管理等に必要な費用を算出し、現状の1.5倍までを基本として利用者と市の負担割合に応じた使用料を設定

4 使用料の見直しの検討に向けて

【今回の使用料の見直しの流れ】

- 使用料について、諸物価や人件費高騰などの社会経済情勢等を踏まえて見直しの検討を実施。
- 検討の結果、使用料の見直しが必要と判断したものは、条例改正等の議案を令和8年9月定例会へ提案し、令和9年4月からの施行を目指す。

＜見直し検討の結果、現行使用料を維持する場合もあり＞

【今回の使用料の見直しの対象】

- 貸館施設（観光施設以外）（※）

複数の課が所管する施設を横断し、統一的な料金を設定しているため、見直しの検討を行うにあたっては、財政課が中心となって全庁的に実施。

※観光施設は、それぞれの施設の特色等もあることから、別途検討。

- その他の使用料（貸館施設（観光施設）、火葬料、占用料等）

各使用料の所管課が見直しの検討を実施。

5 使用料の現状(貸館施設)

施設分類ごとの維持管理コスト・使用状況

施設分類	施設数 (件)	維持管理コスト(千円)				減免前使用料収入 (千円)		減免後使用料収入 (千円)		利用件数(件)	
		R4	R5	R6	増加率	R5	R6	R5	R6	R5	R6
集会施設	10	14,453	14,919	15,135	104.7%	599	742	215	222	2,319	2,721
公会堂	1	605	583	704	116.4%	39	40	38	37	141	140
公民館	6	28,007	24,101	23,753	84.8%	6,817	5,576	1,215	771	3,846	3,421
その他社会教育 関係施設	2	18,870	19,383	22,409	118.8%	2,458	2,084	1,948	1,547	567	456
社会体育施設	35	46,725	45,661	47,973	102.7%	10,325	13,266	1,374	1,744	11,410	12,770
小学校	16	-	-	-	-	3,449	3,926	214	201	5,203	6,057
中学校	6	-	-	-	-	1,279	1,305	164	173	2,655	3,028
商工業振興施設	3	10,120	11,712	8,275	81.8%	1,295	1,363	306	279	1,296	1,216
農林水産業振興施設	2	12,471	14,584	15,695	125.9%	4,528	4,049	1,832	1,666	1,378	1,161
福祉センター・ 福祉施設	4	25,595	26,875	30,052	117.4%	2,101	2,094	519	697	1,124	1,225
都市公園	3	108,378	118,767	119,333	110.1%	7,000	7,030	3,162	2,986	2,599	2,532
総計	88	265,224	276,585	283,329	106.8%	39,890	41,475	10,987	10,323	32,538	34,727

※貸館施設(観光施設)は除く

※維持管理コストは臨時的な費用(工事請負費等)を除く

※維持管理コストには指定管理委託料、使用料には指定管理者が収入した使用料を含む

※小学校・中学校は、貸館にかかる維持管理コストの算出ができないため対象外とする

※維持管理コストの増加率は、R4とR6の比較したもの

6 見直し検討の考え方(貸館施設)

視点

利用者の活動維持、社会情勢、受益者負担のどの方法で検討をすべきか

諸物価や人件費高騰、老朽化した施設を安全かつ快適に使用するために必要な修繕料の増加等、施設の維持管理に要する費用は増加傾向にあるが、「利用者の活動維持」「社会情勢」「受益者負担」などの観点をどのように衡量(考え合わせ・組み合わせ)していくか。

見直しの検討①

「利用者の活動維持」

- 諸物価の高騰による市民の日常生活における負担も増加していることから、使用料の見直しを行わないことの検討が必要。
- 使用料の見直しを行うことで、施設の利用控えが起こる可能性に留意することも必要。

見直しの検討②

「社会情勢」

- 前回見直しからの社会情勢等の動き
 - ・ 貸館施設における維持管理コストの上昇率(R4とR6比較) 6.8%
 - ・ 消費者物価指数の伸び率(R4とR7比較) 7.8%
 - ・ 公共工事労務単価の上昇率(R4とR8比較) 22.2%

見直しの検討③

「受益者負担」

- 使用料収入以外の部分は市の負担。
- 受益者負担の割合について検討が必要。

【受益者負担割合の状況(R6)】

維持管理コスト	283,329千円
使用料収入(減免前)	41,475千円
受益者負担割合	14.6%

市負担
85.4%

受益者
負担
14.6%

「減免の状況」

- 団体減免制度は非常に多くの市民団体が活用しており、地域の活性化や市民の生きがいづくりにつながっている。
- 使用料の減免制度については、公平性・公益性等の観点から確認・チェックも。

減免後使用料
10,323千円
(24.9%)

減免額
31,152千円
(75.1%)

減免前使用料 41,475千円

7 見直しの検討①

視点

「利用者の活動維持」

諸物価の高騰による市民の日常生活における負担や施設の使用促進の観点を踏まえて、
 現行の使用料・減免要件を維持する場合

貸館施設

(農林水産施設、商工施設、集会施設、公民館、生涯学習施設、介護・老人福祉施設)

スポーツ施設施設 (社会体育施設)

区分	部屋数	現行の使用料 (1時間につき、税込み)		
		昼間 (~18:00)	夜間 (18:00~)	
~50㎡	29室	190円	200円	
51~100㎡	14室	200円	230円	
101~150㎡	3室	250円	380円	
151~200㎡	3室	970円	1,070円	
201㎡~	6室	1,120円	1,170円	
調理室	4室	380円	380円	
大ホール予備室	1室	70円	70円	
集会施設	小	37室	40円	110円
	大	9室	70円	180円
公会堂	1室	120円	290円	

区分		現行の使用料 (1時間につき、税込み)
詳細	分類	(税込)
テニスコートA	オムニコート	90円
	照明使用料	150円
テニスコートB	ハードコート	50円
	照明使用料	70円
テニスコートC	ハードコート	無料
	照明使用料	120円
グラウンドA	運動公園等	190円
	照明使用料	300円 1,300円
グラウンドB	学校体育施設等	無料
	照明使用料	370円
体育館A	社会体育館等	260円
体育館B	バレーボールコート2面	200円
体育館C	バレーボールコート1面	90円
ゲートボール場A	専用照明	90円
	照明使用料	270円
ゲートボール場B	—	70円
格技場等	—	90円

8 見直しの検討②(その1)

視点

「社会情勢」

諸物価、人件費高騰等の社会情勢を踏まえた「一定率分を反映」する場合

- 一定率分の見直しを行う場合の試算として、維持管理コスト（6.8%）、物価指数伸び率（7.8%）、公共工事労務単価上昇率（22.2%）等を採用。また、参考値として、10%、30%、40%、50%でも試算を実施。

貸館施設（農林水産施設、商工施設、集会施設、公民館、生涯学習施設、介護・老人福祉施設）の使用料

（単位：円）

面積等 区分	部屋数 (件)	使用料（1時間単価、税込み）							
		現行	6.8%増 維持管理コスト 上昇率	7.8%増 物価指数伸び率	10%増	22.2%増 労務単価上昇率	30%増	40%増	50%増
		昼間 (~18:00)	昼間 (~18:00)	昼間 (~18:00)	昼間 (~18:00)	昼間 (~18:00)	昼間 (~18:00)	昼間 (~18:00)	昼間 (~18:00)
~50㎡	29	190	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>230</u>	<u>240</u>	<u>260</u>	<u>280</u>
51~100㎡	14	200	<u>210</u>	<u>210</u>	<u>220</u>	<u>240</u>	<u>260</u>	<u>280</u>	<u>300</u>
101~150㎡	3	250	<u>260</u>	<u>260</u>	<u>270</u>	<u>300</u>	<u>320</u>	<u>350</u>	<u>370</u>
151~200㎡	3	970	<u>1,030</u>	<u>1,040</u>	<u>1,060</u>	<u>1,180</u>	<u>1,260</u>	<u>1,350</u>	<u>1,450</u>
201㎡~	6	1,120	<u>1,190</u>	<u>1,200</u>	<u>1,230</u>	<u>1,360</u>	<u>1,450</u>	<u>1,560</u>	<u>1,680</u>
調理室	4	380	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>410</u>	<u>460</u>	<u>490</u>	<u>530</u>	<u>570</u>
大ホール予備室	1	70	70	70	70	<u>80</u>	<u>90</u>	<u>90</u>	<u>100</u>
集会 施設	小	37	40	40	40	40	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>60</u>
	大	9	70	70	70	70	<u>80</u>	<u>90</u>	<u>100</u>
公会堂	1	120	120	120	<u>130</u>	<u>140</u>	<u>150</u>	<u>160</u>	<u>180</u>

※赤字、下線の区分が見直し
※10円未満切り捨て

8 見直しの検討②(その2)

視点

「社会情勢」

スポーツ施設施設（社会体育施設）の使用料

(単位：円)

区分			使用料(1時間単価、税込み)							
詳細	分類	施設数	現行	6.8%増 維持管理 コスト 上昇率	7.8%増 物価指数 伸び率	10%増	22.2%増 労務単価 上昇率	30%増	40%増	50%増
テニスコートA	オムニコート	2	90	90	90	90	100	110	120	130
	照明使用料		150	160	160	160	180	190	210	220
テニスコートB	ハードコート	1	50	50	50	50	60	60	70	70
	照明使用料		70	70	70	70	80	90	90	100
テニスコートC	ハードコート	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	照明使用料		120	120	120	130	140	150	160	180
グラウンドA	運動公園等	4	190	200	200	200	230	240	260	280
	照明使用料		300	320	320	330	360	390	420	450
			1,300	1,380	1,400	1,430	1,580	1,690	1,820	1,950
グラウンドB	学校体育施設等	34	0	0	0	0	0	0	0	0
	照明使用料		370	390	390	400	450	480	510	550
体育館A	社会体育館等	4	260	270	280	280	310	330	360	390
体育館B	バレーボールコート2面	28	200	210	210	220	240	260	280	300
体育館C	バレーボールコート1面	7	90	90	90	90	100	110	120	130
ゲートボール場A	専用照明	4	90	90	90	90	100	110	120	130
	照明使用料		270	280	290	290	320	350	370	400
ゲートボール場B	—	1	70	70	70	70	80	90	90	100
格技場等	—	6	90	90	90	90	100	110	120	130

※赤字、下線の区分が見直し
※10円未満切り捨て

8 見直しの検討②(その3)

視点

「社会情勢」

影響想定額 (R6使用料ベース)

(単位：千円)

		現行の 使用料	6.8%増 維持管理 コスト上昇率	7.8%増 物価指数 伸び率	10%増	22.2%増 労務単価 上昇率	30%増	40%増	50%増
減免前 使用料収入	収入見込額	41,475	44,295	44,710	45,622	50,682	53,917	58,065	62,212
	増加見込額	-	2,820	3,235	4,147	9,207	12,442	16,590	20,737
減免後 使用料収入	収入見込額	10,323	11,024	11,128	11,355	12,614	13,419	14,452	15,484
	増加見込額	-	701	805	1,032	2,291	3,096	4,129	5,161
差額 (減免前後)	収入見込額	△31,152	△33,271	△33,582	△34,267	△38,068	△40,498	△43,613	△46,728
	増加見込額	-	△2,119	△2,430	△3,115	△6,916	△9,346	△12,461	△15,576

【留意事項等】

- 一定率を乗ずれば、使用料収入の増加は少ないものの、市の負担する割合を多少とも減らせる。
- 一方、一定率を乗ずることは、現下の諸物価高騰下において、利用者の負担感が常時以上に高まり、利用者の活動が停滞する懸念はある。その場合は、使用料収入の増加が十分には見込めないことも。

9 見直しの検討③(その1)

視点

「受益者負担」

維持管理コストのうち、「使用者が負担する割合（受益者負担）」を踏まえる場合

- ・ 貸館施設について、令和6年度の維持管理コストと使用料から受益者負担率を算出。
- ・ 施設分類ごとに受益者負担率分（20%～100%）の使用料を求める場合の使用料収入額を算出。

施設分類	維持管理コスト (千円)	使用料収入 (千円)	受益者負担率 (%)
集会施設	15,135	742	4.9%
公会堂	704	40	5.7%
公民館	23,753	5,576	23.5%
その他社会 教育関係施設	22,409	2,084	9.3%
社会体育施設	47,973	13,266	27.7%
小学校	-	3,926	-
中学校	-	1,305	-
商工業 振興施設	8,275	1,363	16.5%
農林水産業 振興施設	15,695	4,049	25.8%
福祉センター・ 福祉施設	30,052	2,094	7.0%
都市公園	119,333	7,030	5.9%
総計	283,329	41,475	14.6%

施設分類	受益者負担を求めた場合の使用料収入（千円）				
	20%	30%	40%	50%	100%
集会施設	3,027	4,541	6,054	7,568	15,135
公会堂	141	211	282	352	704
公民館	4,751	7,126	9,501	11,877	23,753
その他社会 教育関係施設	4,482	6,723	8,964	11,205	22,409
社会体育施設	9,595	14,392	19,189	23,987	47,973
小学校	-	-	-	-	-
中学校	-	-	-	-	-
商工業 振興施設	1,655	2,483	3,310	4,138	8,275
農林水産業 振興施設	3,139	4,709	6,278	7,848	15,695
福祉センター・ 福祉施設	6,010	9,016	12,021	15,026	30,052
都市公園	23,867	35,800	47,733	59,667	119,333
総計	56,666	84,999	113,332	141,665	283,329

- ※ 小学校・中学校については貸館だけのコストの算出が
できないためコスト計算の対象外
- ※ 維持管理コストは臨時的な費用（工事請負費等）を除く

- ※ 受益者負担率＝使用料÷維持管理コスト
- ※ 稼働率を考慮しない。

9 見直しの検討③(その2)

視点

「受益者負担」

- 貸館施設の一部施設について、現在の維持管理コストに対して受益者負担率分（20%～100%）の使用料収入を求める場合に必要となる使用料単価を試算。

施設名	区分	維持管理コスト (千円)	使用料収入 (千円)	受益者負担率 (R6)	現行の使用料 (円)	受益者負担を求めた場合の使用料（円）				
						20%	30%	40%	50%	100%
大宮社会 体育館	体育館A	3,420	506	約14%	260	360	540	720	910	1,820
久美浜農業 センター	集会施設 (大)	2,089	202	約10%	70	140	210	280	350	700
久美浜公会堂	公会堂	631	40	約6%	120	390	570	790	990	1,980

- ※ 受益者負担率＝使用料収入÷維持管理コスト
- ※ 稼働率を考慮しない。
- ※ 「現行の使用料」は、1時間あたりの使用料（税込）

9 見直しの検討③(その3)

視点

「受益者負担」

影響想定額 (R6使用料ベース)

(単位：千円)

		現行の 使用料	20%	30%	40%	50%	100%
減免前 使用料収入	収入見込額	41,475	53,639	80,458	107,278	134,097	268,194
	増加見込額	-	12,164	38,983	65,803	92,622	226,719
減免後 使用料収入	収入見込額	10,323	13,410	20,115	26,820	33,524	67,049
	増加見込額	-	3,087	9,792	16,497	23,201	56,726
差額 (減免前後)	収入見込額	△31,152	△40,229	△60,344	△80,459	△100,573	△201,146
	増加見込額	-	△9,077	△29,192	△49,307	△69,421	△169,994

※減免後使用料の影響想定額は減免前使用料の75%減額し算定

【留意事項等】

- 現在の受益者負担となっている使用料収入の割合が低いため、使用料の値上げ幅が大きくなる。
- 現下の諸物価高騰下も相なり、需要が大きく減少する懸念とともに、その場合は使用料収入の増加を想定できるかなど、分析が必要。

10 使用料の減免制度(その1)

現状

「減免の状況」

使用料等の減免基準

号数	減免基準	減免対象	現行減免率
1	市が主催又は共催して利用するとき	使用料等	免除
2	国又は他の地方公共団体が利用するとき	使用料等	免除
3	市内の小学校、中学校、保育所及び認定こども園が教育又は保育を目的として利用するとき	使用料等	免除
4	市内の自治会又は地区の公民館が利用するとき	使用料	免除
5	市長が認める中学生以下、半数以上を65歳以上の市民又は障害者等で構成する団体が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき	使用料等（中学生以下で構成する団体）	免除
		使用料（65歳以上の市民で構成する団体）	免除
		使用料（障害者等で構成する団体）	免除
6	市長が認める社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき	使用料	100分の75
7	市外の小学校、中学校、保育所及び認定こども園等が教育又は保育を目的として利用するとき、又は市内の高等学校が教育を目的として利用するとき	使用料	100分の50
8	障害者（当該者1人につき介助者1人を含む。）が利用するとき	個人を使用単位とする使用料	100分の50
9	市長が特に必要があると認めるとき	使用料等	市長が認める割合

減免団体登録制度の対象

10 使用料の減免制度(その2)

現状

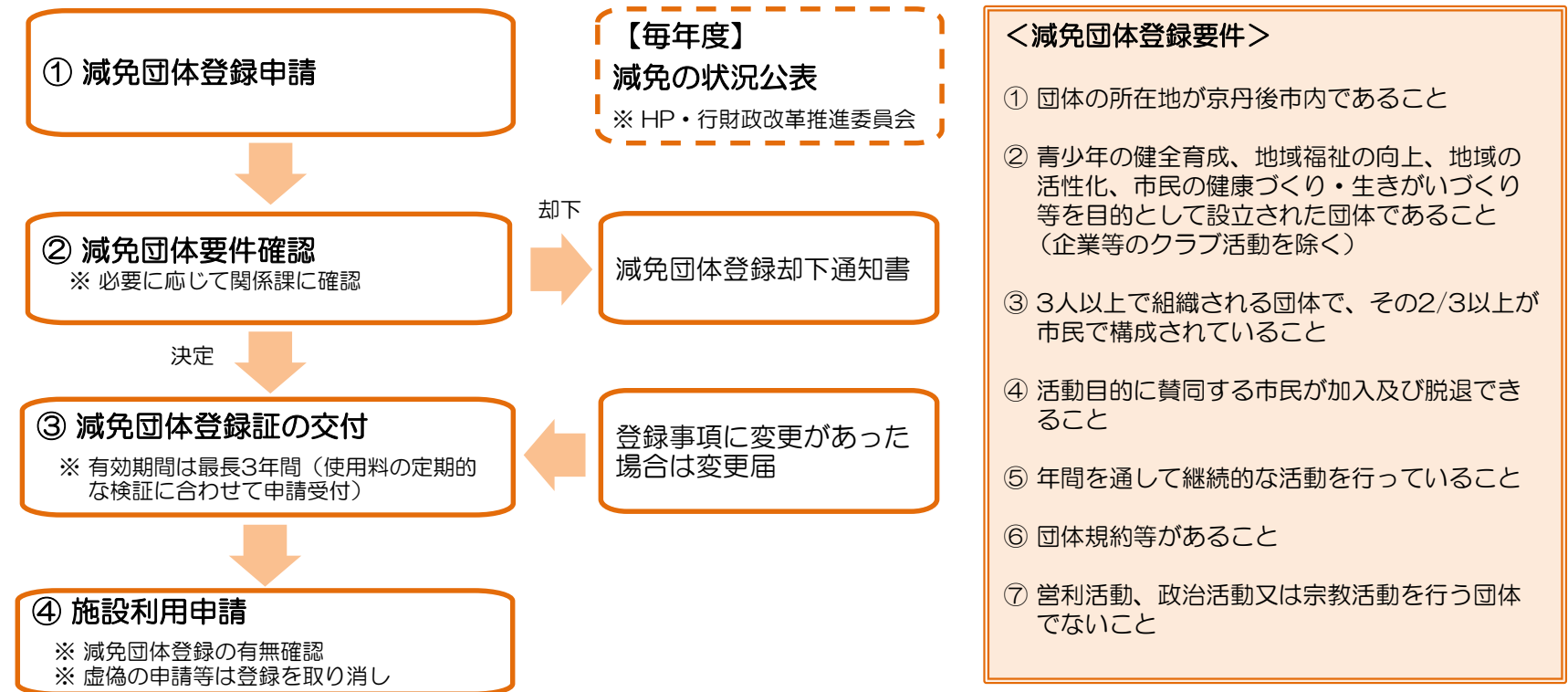
「減免の状況」

減免団体登録制度

スポーツ施設や貸館施設が同じ減免基準で利用目的に着目して減免の可否を決定するため、市長が認める団体（5号・6号）により減免を受けようとする団体から申請を受け、要件に合致した団体を減免団体として登録するもの。

毎年度減免の対象、措置の状況等を公表し、減免の透明性を図るもの。

【登録団体数】 R5：458件 R6：489件 R7：506件



10 使用料の減免状況

現状

「減免の状況」

使用料収入における減免団体登録制度の影響

【年度別】

年度	使用料収入 (千円)	減免団体登録制 度による減免額 (千円)	減免団体登録制 度による減額率	減免件数 (件)	減免団体 利用割合
R5	39,890	14,968	41.9%	17,418	53.5%
R6	41,475	14,381	35.5%	18,229	52.5%

- ※ 使用料や減免額には特殊設備使用料及び冷暖房費を含む
- ※ 減免団体利用割合は全体の利用件数のうち、減免団体登録制度を利用した件数の割合
- ※ 件数は、施設の貸し出し区分ごとの使用日数として集計
(同日に同じ施設内の2つの会議室を使用した場合、2件として集計)

【登録団体区分別】

登録団体 区分	使用料収入 (千円)		減免額 (千円)		減免件数 (件)	
	R5	R6	R5	R6	R5	R6
中学生以下	7,617	7,430	7,617	7,430	7,552	8,552
半数以上を 65歳以上	5,007	4,995	4,551	4,720	5,212	5,152
障害者等	108	103	85	88	114	132
その他	3,670	2,814	2,714	2,143	4,540	4,327

【団体登録制度減免額内訳 (R6)】

中学生以下 51.7%	半数以上を 65歳以上 32.8%	障害者等 0.6%	その他 14.9%
----------------	-------------------------	--------------	--------------

- 減免団体登録制度による減額率は全体の3～4割程度。
- 施設の利用者の約半数の利用者が、減免団体登録制度を利用している。
- 「中学生以下」の団体の利用が最も多く、次いで「半数以上が65歳以上」の団体の利用が多い。
- 「その他」の団体の利用件数は多いが、75%減免のため使用料収入への影響は抑えられている。